

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区浅田二丁目16番12号

氏 名 株式会社センカン

代表取締役 遠藤 謙

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 5年 5月31日

許可の有効期限 令和10年 5月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦木くず、⑧動植物性残さ、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪鉋さい、⑫がれき類、⑬ばいじん（以上13種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑨については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるも

のを除く。）を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑬については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成30年 5月31日 新規許可

令和 4年 7月15日 変更許可

令和 5年 5月31日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無